



知りたい!!

鯖江の下水道について

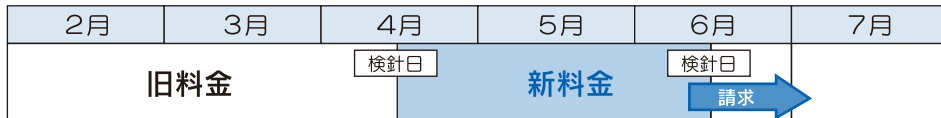
VOL 7

【問合先】
上下水道課
☎53-2237

7月請求分から下水道使用料が値上げとなります 皆さんのご理解をよろしくお願いします

Q: 4月から下水道使用料を改正するって聞いたのに、どうして7月分からはなるの？

これは、改正後の使用料の請求が、**全ての期間が改正後の使用料の対象となる6月以降の検針分**からとなるからです。



※上の図の検針日、請求日などについては、地区によって異なります。

Q: 一般的な家庭だとどれくらいの使用料になるのか、もう一度教えて？

一般的な家庭の2カ月間の平均使用水量50m³で計算すると、合計で8,359円となり、改正前と比べると**2カ月間で972円の値上げ**となります。

区分	改定後(円)	
~10m ³	基本使用料	2,120
11m ³ ~20m ³	従量使用料 1m ³ 当たり	42
21m ³ ~40m ³		169
41m ³ ~100m ³		182
101m ³ ~600m ³		194
601m ³ ~		207

※別途消費税が加算されます。

Q: 下水道に接続している人とそうでない人との不公平感がますます大きくなるのね？

市では市民の皆さんが不公平感を抱かないよう、これからも普及活動に努めていきます。

まだ接続されていない人は、下水道への早期接続をお願いします。

鯖江市の下水道、今後の事業運営は本当に大丈夫？



次回はいよいよ最終回。将来の経営見込みについて説明します。

『75歳以上の人へ（65歳以上で一定の障害認定の人）』

後期高齢者医療保険のお知らせ

保険証が切り替わります

7月中旬から新しい保険証を簡易書留で送付します。
8月1日からは、新しい保険証(青色)をお使いください。

限度額認定証・標準負担額減額認定証が切り替わります

すでに限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月からも住民税非課税世帯に該当する人に、7月末までに新しい減額証を普通郵便で送付します。
8月1日からは、新しい減額証(青色)をお使いください。

▼限度額認定証・標準負担額減額認定証とは…

住民税非課税世帯の人が、入院や高額な外来診療などを受ける場合、医療機関の窓口へ減額証を提示することにより、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。
申請した月から有効になりますので、早めに申請してください。

- ・対象者 世帯全員が住民税非課税の人
- ・持参物 保険証、印鑑
- ・申請先 国保年金課

平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

保険料は平成27年中の収入を元に計算されています。

※封筒に「納付書在中」とある人は、保険料額決定通知書に添付されている納付書で近くの金融機関にて納付してください。

【問合先】国保年金課 ☎53-2207・2208

被保険者番号	11111111
氏名	広域 太郎
一部負担金割合	1割
交付年月日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日